

“女性の活躍推進”に向けた環境整備費用の助成について

東京都では、これまで女性が少なかった職種や職場にも、女性を積極的に配置することを目指す都内の中小企業等を応援しています。

こうした職種について、**具体的に、女性の採用計画があり、採用する女性のために、トイレ、ロッカー、仮眠室等の整備を行う場合**には、一定の要件のもとに、これらの整備費用の一部を助成する制度があります！是非、ご活用ください！！

* この事業は、「東京都中小企業ワークライフバランス推進助成金」事業の一環として行うものであり、「育児・介護両立支援事業」、「多様な働き方の実現事業」など、他の取組事業と組合せて行うこともできます。詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

1 助成率、限度額、申請期限について

助成率1/2 助成額上限100万円 平成27年12月16日(水)まで

* 最大2年度間で総額200万円まで受給できる場合があります。

2 申請資格について（助成の対象となる中小企業等とは）

常時雇用する労働者(非正規雇用を含む)が2名以上300名以下であり、都内に本社を置き、都内で事業を営んでいる企業等。

* 「企業等」には、個人事業主、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等も含まれます。

3 女性従業員の採用（又は内定）について

(1) 採用計画に基づき、ハローワーク等で求人募集を行うこと。

求人職種は社内における同職種の女性割合が4割を下回っていること。

(2) **東京都が助成金を交付する旨の決定**を行ってから、採用(又は内定)を行うこと。

(3) **採用(又は内定)**は、原則として、**平成28年3月末まで**に行うこと。

採用計画数に至らない場合は、採用に至るまで追加募集を行ってください。

(4) 採用者の**雇用形態は問いませんが、雇用期間は1ヶ月以上であること。**

4 トイレ、ロッカー、仮眠室等の整備について

(1) **採用予定人数分の物品の購入又は工事**が助成対象となります。

(2) **東京都が助成金を交付する旨の決定**を行ってから、購入又は工事の契約を行い、平成28年2月末までに支払いまで完了してください。

(3) **仮眠室**については、**仮眠に関して就業規則等に定めがある場合**に限定します。

何が対象となるのか、書類はどのように作成したらよいかなど、お気軽に下記までご相談ください。申請をお待ちしております。

(お問合せ先)

*** 本社所在地により、管轄事務所が異なりますので、ご注意ください。**

- 1 東京都労働相談情報センター 国分寺事務所 企業支援担当
Tel 042-323-8511 住所 国分寺市南町3-22-10

第一、第二、第三、第六地区 区域

(管轄市町村)

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、
国分寺市、国立市、西東京市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、
武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

- 2 東京都労働相談情報センター 八王子事務所 企業支援担当
Tel 042-645-7450 住所 八王子市明神町3-5-1

第四、第五、第七地区 区域

(管轄市町村)

八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市